

平成20年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年9月12日(金)

議事日程(第4号)

平成20年9月12日午前10時開議

- 日程第 1 議案質疑 報告第13号ないし報告第19号
日程第 2 議案質疑 議案第50号ないし議案第74号
日程第 3 請願第2号ないし請願第4号
日程第 4 議員提案第4号 常陸太田市議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑 報告第13号ないし報告第19号(採決)
日程第 2 議案質疑 議案第50号ないし議案第74号
日程第 3 請願第2号ないし請願第4号
日程第 4 議員提案第4号(提案理由説明・採決)

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田目 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君

保健福祉部長	綿引	優君	産業部長	赤須	一夫君
建設部長	富田	広美君	会計管理者	大森	茂樹君
水道部長	高橋	正美君	消防長	篠原	麻男君
教育次長	根本	洋治君	福祉事務所長	深澤	菊一君
秘書課長	山崎	修一君	総務課長	川上	明文君
監査委員	檜山	直弘君			

事務局職員出席者

事務局長	大谷	利行	副参事兼総務係長	吉成	賢一
次長兼議事係長	菊池	武			

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を始めます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 議案質疑

議長（高木将君） 日程第1，報告第13号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）），報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）），報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）），報告第16号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）），報告第17号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計継続費精算報告書について，報告第18号平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告について，報告第19号平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより議案質疑を行います。通告がありますので，発言を許します。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 宇野隆子です。

報告第18号平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告について，報告第19号平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について，この2件について，関連しておりますので，一括して質疑を行います。

いずれも、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて報告されている内容ですが、その背景は、夕張市の財政悪化を契機としてまとめられたものと言われております。48ページですけれども、この中で、今回新しく連結実質赤字比率、それから将来負担比率が新たに設けられた指標であることは議案で説明がありましたけれども、財政悪化が深刻化すると、財政再生団体とされて、赤字の早期返済を促されることになり、自治体の自由裁量は事実上なくなるということなのでしょうか、伺いたいします。

それから、これも48ページですけれども、早期健全化基準、それから報告第19号、52ページの右端の経営健全化基準は、いずれも法律に明記されず政令にゆだねられているのでしょうか、伺います。

この2点について、1回目の質疑をいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 報告第18号平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告について並びに報告第19号平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告についてのご質疑にお答え申し上げます。

健全化判断比率や資金不足比率につきましては、従来までの地方財政再建特別措置法、地方公営企業法が財政再建の対象がその会計だけとされていたことや、財政状況の開示が不十分であったことなどから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、その対象を公営企業や一部事務組合、地方公社、第三セクターなどまで拡大し、監査委員の意見を付して議会に報告し、住民に公表することになったものでございます。

議員ご発言のとおり、一つでも早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画を策定の上、知事に報告し、財政再生基準を超えた場合には、財政再生計画を策定し、総務大臣に報告することになります。報告はいずれも議会の承認を得て行うこととされております。なお、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により規定されているものでございます。財政健全化計画や財政再生計画には、歳出削減措置や歳入増加のための方策など財政再生の基本方針を明記することとなり、さまざまな制約を受けることとなります。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君よろしいですか。どうぞ登壇なさって発言なさってください。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） ご説明ありがとうございました。それで、報告第18号、報告第19号にわたっての基準ですけれども、早期健全化基準、それから経営健全化基準、いずれもこれは法律に明記されず政令にゆだねられているのかどうかということ、先ほど確認の意味でお聞きしたんですが、もし政令にゆだねられるということなら、自治体への国の関与は強まるのではないかと思うんですけれども、この辺は強まるということなのでしょうか。伺いたいと思います。

以上で質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 再度のご質疑にお答えを申し上げます。

この基準につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、公共団体の財政の健全化に関する法律施行令ということで定めておりますので、これは政令で定まっているということになります。なお、政令であるから制約が強まるのかということでございますけれども、これは法律によっても政令によっても解釈は同じでございます。これもただいまお答え申し上げまして、さまざまな制約を受けることになるということでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第13号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））、報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））、報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号））、報告第16号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号））、以上4件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号から報告第16号まで、以上4件については、原案承認することに決しました。

議長（高木将君） 次に報告第17号から報告第19号までの3件については、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

日程第2 議案質疑

議長（高木将君） 次、日程第2、議案第50号から議案第74号まで、以上25件を一括議題とし、通告順に発言を許します。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は議案第53号、議案第54号、議案第57号、議案第58号、議案第68号の5件について、質疑を行います。

まず、73ページ、議案第53号高規格救急自動車購入契約について、伺いたいと思います。

現在、高規格救急自動車4台あるうちの1台を今回買いかえるために購入契約が行われたわけですが、4台とも茨城トヨタであると聞いております。予定価格3,142万8,572円、決定金額が3,090万円と。落札率を計算しましたところ98.3%と、結構高どまりの落札率になっておりました。入札方法ですけれども、これは8月5日一般競争入札に付したということ、一般競争入札をとってますけれども、結果として茨城トヨタ自動車と茨城日産自動車の2社の参加で競争が行われたわけです。入札額が茨城日産が3,400万円と、落札した茨城トヨタと310万円の開きがあります。見積もりをとったと聞いておりますが、例えば本体価格でどの程度の価格が出ておるか伺いたいと思います。

それから、入札参加者数ですけれども、競争性の確保ということから考えた場合、結果的には2社のみとなったわけですが、なぜ2社だったのかという点において、どのようなことが考えられるのか、伺いたいと思います。

次に、74ページに移りますが、今回始めて本会議でも説明がありました。この3番の救急資材機の中の(7)自動式心臓マッサージ機を設置したということでもあります。前回の入札で、これは昨年度だと思いますが、里美出張所に入札をかけたときの高規格救急自動車の契約金額が2,835万円ということで、今回の入札と単純に比較すると255万円の差が出ております。これが自動式心臓マッサージ機分に当たるといのではないかと思いますけれども、現在ある高規格救急自動車にこの自動式心臓マッサージ機は設置されていないということで、今後設置する計画があるのかどうか、このあたりを伺いたいと思います。

また、新たにつけるとなると、単品で買うということなので、値段もやはり若干上がるのではないかと思います。大体どのぐらいで予算を見るのか、そのあたりもお聞かせいただければと思います。

議案第54号常陸太田市道路線の廃止について、伺います。この議案ですけれども、できればこの質問はしたくないな、こういうことがなければいいなと思ったわけですが、まず議案の説明を受けたときに、95路線だということで驚いたわけですね。件数が余りにも多いということですね。道路改良工事及び圃場整備事業等に伴う廃止ですが、4つの地区ごとに件数を挙げますと、太田地区が6件、金砂郷地区が3件、水府地区が12件、里美地区が74件と圧倒的に里美地区が多いのですけれども、この工事がいつごろ始まっていつ完了しているのか、事務手続きがなぜ速やかに行われなかったのか、維持管理費の関係もあるのかどうか、4地区合わせて95件の廃止の理由について、ご説明をいただきたいと思います。

議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算について、二、三伺いたいと思います。決算書の5ページですけれども、この中で一般会計歳入歳出決算の中段の説明にあります歳入の中で、収入未済歳入額が7億3,750万1,996円ということで決算されておりますけれども、このうち7ページを見ますと、主な未済額が市税で、市民税と固定資産税などで約6億8,000万という数値が出ております。また市営住宅使用料とか主な要因が挙げられると思いますけれども、その要因と対策について、ご説明をお願いしたいと思います。

また、5ページの歳出ですけれども、この中での不用額4億5,378万2,568円についてで

すけれども、13ページを見ますと、大体3,000万円以上で拾ってみますと、社会福祉費、生活保護費、清掃費、消費費等がありますけれども、その主な要因について、ご説明をいただきたいと思います。

次に 議案第58号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてです。同じようなことを質疑するわけですが、17ページの歳入の中の収入未済歳入額の3億9,618万8,593円について、その内容と収納方法についてご説明をいただきたいと思います。また、歳出の中の不用額2億5,281万2,346円についても、その不用の理由についてご説明をお願いしたいと思います。

続いて、議案第68号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算について、2件について伺いたいと思います。1点目ですけれども、これは歳入、8ページになりますが、14款4目土木費国庫補助金2節都市計画費補助金2億3,200万円、まちづくり交付金ということで、これは追加配分であると本会議で説明がありましたけれども、そうしますと、来年の計画ではどうなるのかということです。少なくなるのではないかと考えられますけれども、その際、滞納はどうするのか、前倒しをして補助金が入ってきても、先のことですから、おおよその見通しになるかと思いますが、ご説明をいただければと思います。

2点目は、18ページです。1目、商工総務費、その中の7から19節にわたってですが、これは新しく開設する地域職業相談室のための経費であると伺っております。いつ開設の予定か、またその相談時間が何時から何時までなのか、また相談員の体制は何名配置されるのか。それから7節の賃金ですが、パートタイマー賃金54万4,000円ということですが、これは何を業務として行うのか。それから、18の備品購入費47万8,000円ですが、これはコンピューター等々を準備するのかどうか。この内容について、伺いたいと思います。

1回目の質疑は以上です。

議長（高木将君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 高規格救急車導入についてのご質疑にお答えいたします。

まず1点目の、本体価格の金額ということでございますが、トヨタが約1,100万円、日産が約1,700万円という車両本体の価格でございます。

続きまして2点目の、なぜ2社なのかというご質疑でございますが、年間約600台の高規格救急車がつくられるというような記事がございます。そういった中で、メーカー別に申し上げますと、日産が約100台、トヨタが約500台と、こういう販売市場になっているということでございます。その他のメーカーもございますが、その他のメーカーにつきましては、この中に入ってしまうような状況となっております。また、この2社につきましては、生産体制あるいは営業、メンテナンス等々についても、しっかりしたラインがございます。その他のメーカーにつきましては、出荷台数が少ないということもございまして、ラインも製造コストも大変厳しいのではないかと考えております。

そこで、本市において高規格救急自動車を整備するに当たり、メーカーがつくっている救急車

の型、形状、大きさの選択をしまして、燃料についてもガソリン、ディーゼルということがございますが、当市の狭い道路状況を勘案しまして、仕様書に合っている業者2社を選定したものでございます。

続きまして3点目、自動式心臓マッサージ機の今後の導入ということでございますが、昨年平成19年における救急出動件数1,881件ございましたが、南署で1,399件、北署で311件、里美出張所で171件の救急出動がございました。そういった中で、出動に当たり、圧倒的に南消防署からの出動が多いということ踏まえまして、今回、自動式心臓マッサージ機を有効に活用するために取りつける考えでございます。したがって、現段階ではほかの3台の救急車についての取りつけについては考えてございません。

単品では約300万というふうなことでとらえております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 建設部関係のご質問3件について、お答え申し上げます。

まず、議案第54号常陸太田市道路線の廃止についてでございます。各地区の廃止の理由でございますが、常陸太田地区の6路線につきましても、道路改良工事、圃場整備事業等によるものでございます。金砂郷地区の3件、水府地区の12件につきましても、道路改良工事によるものでございます。里美地区につきましても、合併後4年目となることから、地区ごとに市道路線の廃止認定に関する課題を整理するため、精査を行ってまいりました。

この結果、今回廃止いたします95路線のうち、昭和52年度より19年度まで里美地区の上深荻町から小中町までの区間で実施してきました農免道路工事、県道・市道工事等にかかわる74路線の廃止手続がなされていない状況にあるため、路線認定とあわせて今期議会に上程させていただいたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

里美地区におきましては、引き続き精査を行ってまいりますので、今後の市道路線の廃止につきましては、里美地区の精査案件を除きましては、道路工事が完了後、次年度に上程してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案57号のうち、収入未済額の建設部所管の件でございます。住宅使用料がそれに当たります。市営住宅使用料の収入未済額の要因でございますが、収入未済額の全体の約9割近くに及んでいる滞納額20万円以上の高額所得者が40名ほどおります。この方々の滞納を解決できなかったことが主な要因となっております。このため、市は昨年度、滞納整理の手順を明確にするため、常陸太田市営住宅家賃等徴収事務取扱要領を作成し、滞納者に滞納が続く場合に市は今後どのような対応を行うか、その手順を示した資料を滞納者に配布して周知を図るとともに、今年度からこの手順に従って、滞納整理を進めているところでございます。

本年6月に、悪質な滞納者30名の連帯保証人へ納付依頼を要請するとともに、そのほか12名に対して納付指導を強化いたしました。その結果、8月までに全額納付に応じた者が5名、退去に応じたものが1名、納付誓約書の提出あるいは提出を約束した者が13名となり、約360

万円を徴収したところでございます。今後は、滞納者の納付状況等を見きわめながら、さらに明け渡し請求手続等を検討してまいりたいと存じます。

次に、議案68号のうち、国庫補助金、駅周辺整備事業、まちづくり交付金関係の国庫補助金が、今回追加配分になったことに伴いまして、次年度以降の計画はどうかということについてでございますが、今年度、追加配分されたことによりまして、次年度以降の額が軽減するわけでございますが、今の見込みで言いますと、平成21年度、約4億1,000万円、平成22年度、約7億1,000万円ほどに事業費になりますことから、これからも国・県に対し補助金を確保できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 先ほど、議案質疑でお答えしました一部に訂正がございますので、ご報告します。2社を選定と申し上げましたが、2社が応札ということに訂正させていただきます。まことに申しわけございません。

それと、答弁漏れがございました。平成19年度決算の関係でご報告いたします。

まず、消防費、約3,200万の不用額というものがございますが、重立ったものについて、お答えいたします。まず、常備消防費でございますが、695万9000円につきましては、経費削減ということで職員が努力をしました結果もございます。そういった中で、このような削減ができたということです。2点目の非常備消防でございますが、大きなものとしましては、退職団員の報償費が見込み減ということで、840万円の不用額が生じてございます。

続きまして、消防施設費でございますが、約570万円の不用額ということでございますが、重立ったものにつきましては、防火水槽が安価でできた、入札差金ということでございます。あわせて、消化栓がさびで約10基が取り付け、修繕したということで、相殺しまして570万円の不用が出たということでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についての中の税関係の収入未済額について、お答え申し上げます。個人市民税全体の収入未済額は、決算書の69ページにございますように、9,731万1,302円で、前年度に比べ128万1,274円の減となっております。このうち、現年課税分の収入未済額につきましては、4,224万3,945円で、前年度と比較しまして1,541万7,387円増えております。これにつきましては、平成19年度から税源移譲により、調定額が5億4,461万6,975円増えたことによる1件当たりの課税額の増が要因であると分析をしております。

なお、個人市民税の1件当たりの平均課税額につきましては、17年度が約16万6,000円、18年度が約17万5,000円、19年度は25万1,631円となっております。平成19年

度においては、税源移譲による新規滞納者の増加が見込まれたため、個人市民税を対象とし、新たに一斉催告を2回増やすとともに、一斉滞納整理期間も新たに設け、徴収率の向上に努めてまいりました。こうした結果、個人市民税の現年度課税分の徴収率は98.4%となり、前年度に比べ0.3%減となったものの、県内トップの徴収率を上げることができたところでございます。

一方、滞納繰越分の収入未済額につきましては、5,506万7,357円と、前年度と比較し1,669万8,661円の減になっております。徴収率も30.4%でございまして、前年度に比べ7.2%増加となっております。これにつきましては、徴収強化に努めたための効果であると分析しております。個人住民税の今後の収納対策としましては、やはり新規滞納者の発生を防ぐことが最重要課題であると考えておりますので、納税相談、滞納整理の強化を図ってまいります。

次に、法人市民税の収入未済額でございます。法人市民税の収入未済額は780万4,600円で、前年度に比べ159万1,700円の増でございます。現年課税分の収入未済額は258万5,000円で、前年度と比べ135万3,100円の増となっております。これにつきましては、未申告によるものと、他税目にも滞納がある事業所の増が大きな要因となっております。また、滞納繰越分の収入未済額は521万9,600円で、前年度と比べ23万8,600円の増でございます。現年課税分、滞納繰越分とも、ほかの税目にも滞納がある事業所の増と、事業主個人の滞納がある事業所の増が目立っており、これらの事業所は経営不振によるものと分析をしております。

次に、固定資産税の収入未済額は5億3,399万6,607円で、前年度と比べ888万6,639円増となっております。この中で、現年課税分につきましては7,959万9,144円で、前年度と比べ2,115万3,428円の減、滞納繰越分については4億5,439万7,463円で、前年度と比べ3,004万677円の増となっております。これにつきましては、現年課税分は納税相談、滞納整理により未収額が減となったものでございまして、徴収率においても対前年度比1.1%の増となっております。滞納繰越分については、高額納税者でございます市内ゴルフ場2社の影響により、増加となっております。なお、この市内ゴルフ場の未収額は、現年課税分で2,561万4,500円、滞納繰越分で3億4,741万3,500円となっております。今後、これらの高額滞納者を含め、納税相談などに努めてまいります。

次に、都市計画税の収入未済額でございますが、3,491万4,283円で、前年度と比べ164万1,169円の増となっており、この要因につきましては、ただいまお答え申し上げましたように、固定資産税と同様でございます。

軽自動車税の収入未済額は756万5,151円で、前年度と比べ35万7,800円の減となっております。軽自動車税の現年課税分の収入未済額は270万9,500円で、前年度と比べ24万9,000円の減となっており、徴収率は97.7%と、前年度に対し0.3%増えております。また、滞納繰越分の収入未済額は485万5,651円でございまして、前年度と比べ10万8,800円減となっております。わずかではあります。徴収強化の成果が出たのではないかと分析をしております。この軽自動車税につきましては、廃車手続をしておらず放置されているものや、使用していないにもかかわらず課税になっているような例もございまして、廃車指導するとともに、徴収率の向上に努めてまいります。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の清掃費 3,169万6,476円の不用額について、主なものについてご説明をいたします。

まず、203ページのし尿処理費の中で、11の需用費が796万3,781円の不用額となっております。主な理由といたしましては、太田クリーンセンター、里美クリーンセンターへの運転経費に係る燃料費あるいは光熱費の減によるものでございます。

次に205ページの15、工事請負費856万8,000円の不用額でございますけれども、これについては、太田クリーンセンター、里美クリーンセンターの、それぞれの施設補修工事の入札差金でございます。

以上です。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 議案第57号常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定の中で、歳出の不用額について、お答えいたします。生活保護費の扶助費でございますが、8,915万1,443円の不用額についてでございますが、生活保護につきましては、8種の扶助費用がございますが、不用額内訳といたしましては、約76%が医療扶助費で、残りは生活扶助費ほか6費目の扶助となっております。生活保護扶助費の予算額につきましては、前年の10月末現在の受給世帯数及び受給人員をもとに次年度の法律等を予測しながら、積算しております。

この中で、医療扶助費につきましては、前年度の支出実績が2億2,843万1,812円でありましたものですから、前年度と同額予算の2億6,400万を予算計上いたしましたものでございます。また、レセプト点検による受診指導や保健師等の健康管理指導によりまして、医療費、生活保護受給者の医療について適正指導に努めており、また受給者におきましては、心臓疾患や脳疾患等の対応も考えておりまして、これらの手術費用も高額でございます。こういったことから、平成19年度につきましては、医療費扶助等も延べ52人ほど少なく、病気等も前年度より少なかったということも不用額が生じた要因でございます。

また、自立支援医療費制度の導入によりまして、精神通院医療費や厚生医療、人工透析でございますが、これらによる医療扶助費の支出が自立支援医療に移行したこともあり、医療扶助費の決算額としては1億9,642万114円となり、こういったことから6,757万9,886円の医療費扶助について不用額が生じたものでございます。

生活保護における各扶助費につきましては、不確定な要因もございまして、扶助等の状況をさらに精査し、今後も対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 議案58号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてのご質問にお答えいたします。

最初に、国民健康保険税収入未済額の内容についてであります。国民健康保険税の収入未済額につきましては、3億9,618万8,593円、1,491人、3,900円分の未納額で、平成18年度決算に比較しまして、216万3,045円ほど減額になっております。内容を申し上げますと、一般被保険者分が3億7,984万1,057円で約96%を占めており、退職被保険者分は1,634万7,536円で4%程度となっております。

また、現年度分が1億682万9,754円で未済総額の27%程度となっているのに対し、滞納繰越分が2億8,935万8,839円で73%を占めている状況でございます。滞納繰越分につきましては、2,538件、2億5,998万5,821円、約66%が5年の時効発生前の未納額で、254件、2,937万3,018円、約7.4%が納付制約や差し押さえなどにより時効の中断が行われたことにより、5年以上経過してなお、未納額として残っているものでございます。

次に、これらの未納額を解消するための収納対策につきましては、催告状の送付、電話催告、臨戸徴収、短期被保険者証、資格証明書発行に際しての納付相談の実施などを重層的に実施しているところでございますが、特に滞納整理につきましては、滞納管理システムで自然滞納状況や滞納対策の経過等を共同管理しながら、例年実施している税務課などとの年2回の一斉滞納整理や税務課と合同の例月の滞納整理、さらには保険年金課主体で年度末の滞納整理などを行っているところでございます。

なお、平成19年度の収納状況でございますが、被保険者の皆様のご努力により、現年度課税分が93.76%、対前年度比0.01%の伸び、滞納繰越分、過年度分が17.56%、対前年度比1.21%の伸びと、前年度を上回る収納率を達成しております。

続いて、不用額についてであります。不用額2億5,281万2,346円の主なものは、保険給付費の1億3,066万9,000円と予備費の1億円であります。この2つを合わせた額は2億3,066万9,000円となり、全不用額の約91%に当たり、また保険給付費1カ月分、約3億1,700万円の約7割となっております。さらに、保険給付費につきましては、支払いに支障を来すことが許されないものでありますので、3月補正時において、それぞれ、歳出科目における月々の給付費の動向等を考慮しながら、インフルエンザや風邪など流行的な疾病にも対応できるように算出した予算額となっております。今後とも、より適切な予算編成並びに執行に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 議案第68号の中の商工費に計上しました常陸太田市地域職業相談室設置に係る補正予算について、お答えいたします。

この予算は日立公共職業安定所常陸太田出張所が平成20年3月をもって廃止されたことに伴いまして、地域職業相談室を旧保健所建屋1階の茨城北農業共済事務組合事務室の隣に設置する

もので、平成20年12月1日の開設を予定しているところでございます。職員配置は厚生労働省嘱託職員である職業相談員が2名、市の臨時職員が1名となっております。業務内容につきましては、職業相談、職業紹介、求人自己検索機による求人情報の提供、求人申し込みの取り次ぎ業務を行う予定であります。失業給付の手続は行いません。

市の臨時職員は市に相談に係る受付・案内業務を行います。相談室の利用日は市役所と同じく土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日まで、利用時間は9時30分から午後5時までとなっております。

次に、備品購入費47万8,000円でございますけれども、業務に要する関係資料を整理をいたしますパンフレットスタンド6万3,000円、それから執務室のエアコンの設置、工事費込みとなりますが、41万5,000円でございます。なお、パソコン等の事務機器については、茨城県労働局が設置することで調整が整っております。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番、よろしいでしょうか。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問をいたします。決算については、それぞれ詳細にわたってご説明をいただきまして、ありがとうございます。

まず、議案53号から2回目の質疑をしたいと思うんですけれども、その答弁の中で訂正された部分もありましたけれども、大体わかりました。そこでちょっと気になったのは、自動式心臓マッサージ機ですけれども、これは今回買いかえるに当たって、性能や何かもいろいろあると思いますけれども必要性があって取りつけたと思うんですが、残る3台については取りつける考えがないということでありまして、やはり取りつける必要があって取りつけたものですから、残る3台についても取りつけないということではなくて、計画的に取りつけていく必要があるのではないかなと思うんですが、その辺、どのように今後考えているのか、先ほどの説明だけでは疑問も残りますので、もう一度お願いしたいと思います。自動式心臓マッサージ機を今回取りつけたということは、必要があって取りつけたのだと思うんですけれども、それと関連して、じゃああの残る高規格救急自動車にはつけないのはなぜなのかというところあたりがはっきりしないので、お願いしたいと思います。

議案第54号の常陸太田市道路線の廃止については、里美地区は農免道路の工事など、先ほど部長は昭和52年からというようなお話をされたかと思うんですが、昭和42年から昭和19年というふうに聞こえたんで、まあ平成19年とおっしゃられたのかどうか分かりませんが、そうすると昭和52年というと、30年近く前から工事が行われてきて、平成19年、昨年度で完了したのかなと。それにしましても、途中、第1期、第2期、第3期、第4期とかと分かれて工事をやったんでしょうけれども、これが里美の方法だったのかなということも考えるんですけれども、やはりこういう廃止あるいは新設等々にわたっては、速やかな事務手続を今後も行ってほしいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、次に決算ですけれども、この中で一般会計の決算ですが、5ページ、収入未済歳入

額の中で、先ほど細かくは触れられませんでしたけれども、談合になった小島地区の補償費、前に全協でも市長のほうから1,300万円ちょっとありましたか、この額の未済ですけれども、これはどういうふうに対応しているのか、今後入る見込みがないということはないんでしょうけれども、どういう状況に至っているのか、経過をお話しいただければと思います。

それから、国民健康保険、一般会計にわたる市営住宅等々、保育の負担金なども、結構滞納がありますけれども、やはり今の不安定な雇用、収入減、こういうことが反映しているのかなと見ておりますけれども、実態に即した徴収を行ってほしいと思います。

補正関係では2点伺いましたけれども、先ほどの説明でわかりました。相談室ですけれども、ハローワークが常陸大宮市に移ってしまったということでは、大変、今の仕事のない時期になおさら不便、不安に思っている求職者の方はあると思うんです。そういう中で、不安定な雇用形態がどんどん増えている中で、今後12月1日開設ということですので、この相談室の開設によって市民の就業機会確保につながればと期待しております。よろしく願いいたしたいと思います。

以上、二、三再質問をしましたので、よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） ただいまの第2回目の質疑にお答えいたします。高規格救急車3台の自動式心臓マッサージ機の取り付けの考えはという再質問でございますが、今後の検討課題とさせていただきます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第57号一般会計決算認定についての再度のご質問にお答え申し上げます。諸収入の中の雑入につきましては、決算書11ページに記載されておりますけれども、この収入未済額1,453万3,163円のうち1,362万9,253円につきましては、金砂郷談合事件に係る損害賠償金として平成18年度に調定してございますけれども、裁判が確定していないため、収入未済額となっているものでございます。

なお、この金砂郷談合事件に係る損害賠償金としましては、平成19年度における当初の調定額は1,823万3,250円でございます。請求の相手方のうち、常北土建株式会社については破産手続中でしたが、損害賠償請求金が債権として認められたことから、1,823万3,250円のうち460万3,997円が平成19年度に収入済となっております。したがって、残金につきましては、1,362万9,253円となっております。今後につきましては、裁判の経過を見守ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（高木将君） 次、22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。議案質疑の通告順に従いまして、順次、質疑をしていきたいと思っております。

私は、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第68号の4つの議案について、確認する意味でお伺いしたいと考えております。

初めに、議案第52号常陸太田市手数料条例の一部改正についてでございます。提案理由が、「住民基本台帳カードの普及促進を図ること等に伴い、本条例の一部改正を行うものである」とあります。「住民基本台帳カードの普及促進を図ること等に伴い」とございますが、どのようなことを指しているのか疑問を持っておりますので、お伺いしていきたいと思っております。2項に、「第2条の規定にかかわらず平成20年12月1日から平成23年3月31日、2年4カ月までの間においては、別表第1、12項及び13項に記載する住民基本台帳カードの交付に係る手数料は無料とする」との改正の条例文面であります。

そこで、ここにきまして、2年4カ月もの長期間に手数料を無料にしてまで推進を図るということにつきまして、何か緊急事態と言いましょうか、異常事態が発生したのかなというふうにも考えるわけでございますが、常陸太田市に何が発生して、この普及促進を図るということにつきましては、その裏の真のねらい、目的と言いましょうか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

次に、73ページになりますが、議案第53号高規格救急自動車購入の件についてでございます。ただいま、前段の同僚議員から、私も考えておりました内容が質疑をされましたので、それは理解をいたしまして、私といたしまして2点確認させていただきたいと思っております。

まず1点でございますが、当市には非常に税収が少ないというふうなことを言われております。それで、ただいまの説明の中では、一般競争入札をしてトヨタさんと日産さんの2社が入ってやったということでございますが、まず、法人税収等をどのように考えてこの2社のほうにいったのか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

それから、日産さんとトヨタさんでは年間の生産台数によってと言われました。トヨタさんが年間500台、日産さんが100台というふうなことで、価格も違っているようですが、当然それは生産数と販売数、それから、その会社の考えていることというのがあるんでしょうか。私はこういう生産台数よりも、この2社の中で、この救急自動車につきましてのトラブルのほうの問題だろうというふうに考えていまして、この2社のトラブルについての情報も確認しているかどうか、その2点をお伺いしたいと思っております。

次に、第54号でございます。常陸太田市道路の廃止の件でございますが、これにつきまして同僚議員のほうから質問がございまして、答弁をいただいておりますから理解をいたしますが、私のほうから確認するというので、ご理解いただきましてご答弁いただきたいと思っております。説明の中では96というのを聞いたわけですが、実際、この表を計算しても95。細かに同僚議員のほうから話がありましたから、その95というのはおわかりになっていると思っておりますが、廃止後の管理ですね。私たちはよく言われるんですが、以前道路があったんですが、今はその道路が使われなくなり手が入らないと。行政の管理部門のほうの手が入らなくて、けもの道になって草も生えて困っているんですよというふうなことをよく耳にしますもので、廃止後の管理はどのようになるのか、その点。それと2つ目といたしまして、当然、地元の了解をとっているかと

と思いますが、地元町会との関係、その点を確認したいと思います。

次に、議案第68号でございます。平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。20ページでございますが、私は7款土木費6目駅周辺整備費13節委託料6万5,000円と当初予算には載っております。当初予算では、これは設計費になっておるんですが、今回これが説明の中ではペデストリアンデッキの撤去というようなことでご説明がありまして、6万5,000円を計上したという話がありました。

これにつきまして、まず、本市は一般競争入札をやられているということでございますから、当然、入札制度を利用してやったと思いますが、この6万5,000円という提示額の当市の積算内容、多分、それに対しては自治体でもそういうふうな予定価格というようなものを積み上げていると思いますが、その辺の積算内容についてお伺いしたいと思います。

それから、同じく15節でございますが、ここで工事請負費当初予算を見ますと6,200万円でございます。それが2,900万円が削減されてございます。この辺の内容について、ご説明いただきたいと思います。

次に26ページでございますが、ここに「一般職（1）総括表」というのがございます。この表に見ますと、職員の給与ほか各種手当を示してございます。補正の中で職員数が1名減というふうな提示がございまして、給与費の内容を見ますと、マイナス3,880万6,000円という数字が記載されておりまして、これは1名減にしては数字的に非常に巨額な値になっているかと疑問視するわけでございますが、この辺のところを、行政的な考え方から出ているのかと思いますが、もう少しわかりやすくご説明いただきたいと思っております。

1回目の質疑を終わりたいと思います。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の手数料条例の一部改正の中で、住民基本台帳カードの普及促進の目的と意図するところとの質疑について、お答えをいたします。住民基本台帳カードの手数料についての財源措置としまして、国から無料化に向け新たな財源措置が示され、平成23年3月までに限り、1枚当たり500円が特別交付税により加算措置とされることになり、市としましてはこの機会をとらえ、平成23年3月までの国からの財政負担のある期限内ではありますけれども、住民基本台帳カードの交付手数料を無料にし、多くの市民にこの機会にカードを取得してもらいたいと考えており、無料化するものでございます。

なお、住民基本台帳カードは自動交付機を利用して、夜間、休日でも、各種証明書等が取得でき、また写真付きのカードは、公的身分証明書としても利用することができます。ことし5月から戸籍法、住民基本台帳法が改正され、個人情報保護の観点から、市の窓口での証明書の交付請求をする場合には、本人確認が厳格化されております。免許証を持っていない高齢者には、住民基本台帳カードは身分証明書としての利用が図られます。交付手数料を無料にすることにより、住民基本台帳カードの普及を促進し、住民サービスの向上と住民の利便の向上を図ることを目的としております。

以上です。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 2件のご質疑にお答えを申し上げます。

まず、議案第53号高規格救急自動車購入契約についてでございます。今回の高規格救急自動車購入契約につきましては、消防本部が設置しました高規格救急自動車検討委員会で検討した仕様書に基づき、7月4日に物品調達等審査会を開催し、7月10日に一般競争入札の公告をいたしました。入札参加資格としましては、茨城県内に本店または主たる営業所があり、2年以上事業を営んでおり、修理、点検、保守、その他アフターサービス及びメンテナンスに迅速に対応できる体制が整備されているものであることを条件としたところでございます。結果としまして、2社が入札に参加をし、茨城トヨタ自動車株式会社が応札したところでございます。

契約業者と税収との関連でございますけれども、車両に救急資機材を取りつけた高規格救急自動車の購入に当たっては、薬事法の規定によりまして高度管理医療機器等販売業の許可が必要であることから、市内業者の入札は難しいと考えられます。

続きまして、議案第68号、26ページでございますけれども、補正予算の中の給与費明細書について、お答えを申し上げます。2、一般職の職員数について、ご説明いたします。一般職員数は1名減員となっております。理由につきましては、平成20年4月1日付新規採用予定者1名が採用を辞退したことによるものでございます。

次に 給与費の補正額につきましては、合計3,880万6,000円減額補正となっております。内訳は、給料が2,020万5,000円減額補正、職員手当が1,860万1,000円減額補正となっております。給料の減額補正の内訳は、新規採用辞退者分が207万6,000円減額、育児休業者12名です、及び部分休業者5名分ですが、これが1,490万円の減額、定期人事異動に伴うものが322万9,000円の減額です。また、職員手当の減額補正の内訳は、新規採用辞退者分が53万3,000円減額。育児休業者及び部分休業者の部分が987万4,000円減額。定期人事異動や扶養手当の変動などによる異動分が819万4,000円減額でございます。

各手当ごとに補正の主な理由をご説明いたします。扶養手当につきましては、配偶者や子の就職と、管理職手当は、福祉事務所長が子ども福祉課長を兼務するなどによる管理職員数の減、期末・勤勉手当については、新規採用辞退者と育児休業者及び部分休業者の不用分、通勤手当・住居手当につきましては、住居や配置先の変更などによるものとなっております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 建設部関係の2点のご質問にお答えいたします。

初めに、議案第54号常陸太田市道路線の廃止について、お答え申し上げます。今回廃止いたします95路線につきましては、先ほども申し上げましたように、道路拡幅工事により道路区域内に含まれた路線、圃場整備事業により分断されてしまった路線、道路新設工事により振りかえ

られ、旧道敷として残された路線などでございます。廃止後の管理につきましては、道路法の適用を受けない路線にはなりますが、道路敷地につきましては、常陸太田市の財産となっておりますこと、また、地元の方の利用がこれからも続くことから、いわゆる法定外公共物としての取り扱いとなり、地元各町会と道路に隣接します地権者の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、支障のないよう引き続き市が管理を行ってまいります。また、地元の町会につきましては、改良工事の説明会などの際において、廃止・廃道については事前に説明をいたしまして、了解を得ているところでございます。

次に、議案第68号の中の駅周辺整備費について、お答え申し上げます。まず、委託料でございますが、これはJR常陸太田駅の南側にございますペDESTリアンデッキの撤去工事と、このデッキから線路をまたいで駅の西側につながる歩道橋の撤去工事を合わせた費用でございます。これまでにJRとの協議が調ったことから、鉄道の運休を避け安全運行に万全を期すことなどから、JRへ委託するものでございます。この費用の算出に当たりましては、JRから提出のありました見積書と、市が別に徴収しました見積書がございますので、こちらを比較・検討いたしました。その結果、夜間工事が必要なこと、鉄道施設の安全を確保する費用が必要となることなどから、妥当な額としたところでございます。

次に、工事請負費でございますが、施設・設備工事費の内訳といたしましては、暫定駅前広場、あるいは駐輪場の移設工事、あるいは公有財産・用地、あるいは補償費等が含まれてございます。この中の1つとして、先ほど申し上げましたペDESTリアンデッキの撤去工事費を計上しておりましたが、JRへ委託することといたしましたことから、減額するものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 先ほどの2社のトラブル状況というご質問でございますが、トラブルについては聞いておりません。

以上でございます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 2回目の質疑に入ります。ただいまご説明いただきまして、ありがとうございました。説明の中で、概略理解いたしましたが、一、二点お伺いして終わりたいと思います。

初めに、議案第53号高規格の件でありまして、トラブルは聞いていない、まあ、こういうものは聞いても果たして出るかどうかというのは疑問ではありますが、それは結構でございます。ここで確認させていただきたいことは、説明の中では経過年数が12年たったということで、今回その買いかえというようなことでございましたが、4台ということですから3台が残っているわけですが、まずそこで、この耐用年数でございますが、一応12年というので今度買いかえるわけですから、あとの3台についてはどのようになつておりまして、それらの買いか

えのことはどのようにお考えになっているのかを確認させてください。

それから、議案第54号で道路の件でございますが、一番の心配していたことは、地元の方たちの意見をもとにご質疑したわけでございますが、これから法定外の公共物ということで、いろいろと地元と話し合いしながら対応していくということでございますが、この辺はこれをお願いしておきたいと思っております。

それから、最後になりますが、一応これも確認する意味でお伺いしたわけでございますが、今回いろいろと質疑をした中でわかってきたことは、説明する段階で、もう一步進んだ形で説明していただければ理解もするわけでございますが、1点は、これは後になって申しわけないんですが、手数料の件につきまして、後期高齢者の身分の保障ということがございましたが、そうであれば、期間は23年度まで国のほうが対応するというので、それは別に構いませんが、結果的にそこまで待っても、なかなかお年寄りの方というのはこちらまで来れない方もいるだろうと考えるわけですね。そういう方のためにも、やはり多分その方たちというのは病院に入院されている方もいるでしょうし、歩けない方もいるでしょうし、いろいろな方がいるでしょう、そういう方たちの数等については各町内ごとに仕分けされていると思いますが、そういう人のためにも、各町内に出向いていきまして対応すれば必ず……。

議長（高木将君） 立原議員に申し上げます。議案質疑でありますので、用件を端的にお願いいたします。なお、ただいま2回目の発言中ではありますが、1回目の質疑に対する答弁について、思うところについての2回目の質疑ということになりますので、先ほどありましたけれども、53号議案の耐用年数等につきましては、1回目につきまして発言をしておりません。そういったことから、ご注意を申し上げたいと思えます。

22番（立原正一君） 議長のほうからお話が出てきましたが、これは議案質疑、一般質問、それは当然わかっております。しかし、そのとおりなかなかできないところが難しいところだと思っておりますが……。

議長（高木将君） ですから、その点をご理解の上、発言をお願いします。

22番（立原正一君） じゃあ理解して発言させてもらいますが、期間をかけてやるのではなくて、私は住民サービスを考えれば、そういうことをやっていったほうが、結果的に漏れがなくなるだろうというふうなことを考えまして、ご提案申し上げまして、私の質疑を終わりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（高木将君） ただいまご注意申し上げました点でございますが、53号議案については、関連ということで消防長にお答えを願いたいと思えます。なお、52号議案については、22番立原正一議員からの要望ということで処理をさせていただきます。

答弁を求めます。消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 3回目のご質疑にお答えいたします。

残り3台の高規格救急車の更新計画ということでございますが、おおむね12年を目安に更新を考えております。その中で、残る3台についても、そういう形で更新をする計画でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 次に，7番平山晶邦君の発言を許します。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 7番平山晶邦であります。議長のお許しをいただきましたので，議案質疑をさせていただきます。

私は，議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算，そして議案第64号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算，そしてまた特別会計の議案第66号平成19年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業水道事業会計決算認定の中で，今，国の中でも問題になっております随意契約というものと入札契約という2通りあるんですけれども，この議案第57，64，66号という中で，本市においては随意契約と入札契約の割合，金額がどのような形になっているのかということだけ，お伺いをいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について，50万円以上の契約の決定の中で，随意契約と入札契約について，契約管財課で執行しました契約の内容をお答え申し上げます。工事請負契約につきましては，総額が23億6,601万2,000円，うち随意契約が2億8,345万8,000円でございます，その比率は11.98%でございます。業務委託契約につきましては，総額が9億1,850万円，うち随意契約が3億5,617万8,000円でございます，比率は38.78%でございます。物品購入契約につきましては，総額が8,304万8,000円でございます，うち随意契約が2,805万9,000円で33.79%でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） まず，議案第64号簡易水道事業特別会計の随意契約の件ですが，工事請負契約につきましては，総額が1億1,338万8,450円のうち，随意契約が287万5,950円で，比率は2.5%であります。業務委託契約につきましては，総額が1,937万2,500円のうち，随意契約が97万6,500円で，比率は5.0%であります。物品購入契約については，ございません。

続きまして，水道事業会計におきましては，工事請負契約につきましては，総額が5億9,625万3,100円のうち，随意契約が1,248万8,800円で，比率は2.1%であります。業務委託契約につきましては，総額が7,130万6,434円のうち，随意契約が1,778万7,934円で，比率は25.0%であります。役務契約につきましては，コンピューター関連のみでありまして，全額が随意契約となっており，788万6,886円であります。

工業用水道事業につきましては，金額が今，ちょっと手元にありませんで，後ほどお示したいと思いますが，総数で3件で，そのうち随契が1件でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 先ほど、宇野議員の質問の中の地域相談室について、業務の時間の答弁を9時30分と申し上げましたが、これは誤りでございまして、午前9時からと訂正をお願いいたします。失礼をいたしました。

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第57号から議案第67号まで、以上11件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第67号まで、以上11件について、12人の委員をもって構成する決算特別委員会とし、これに付託の上、審査することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、木村郁郎君、深谷涉君、鈴木二郎君、荒井康夫君、平山晶邦君、成井小太郎君、福地正文君、高星勝幸君、菊池伸也君、関英喜君、後藤守君、立原正一君、以上12人を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました12人を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時53分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長、高星勝幸君、副委員長、成井小太郎君。

以上であります。

議長（高木将君） 次，議案第50号から議案第56号並びに議案第68号から議案第74号まで，以上14件については，お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり，所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 請願第2号ないし請願第4号

議長（高木将君） 次，日程第3，請願第2号教育予算の拡充を求める請願，請願第3号燃料，肥料，飼料，農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願，請願第4号ミニマム・アクセス米の輸入停止を求める請願，以上3件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号から請願第4号まで，以上3件については，お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり，各委員会に付託いたします。

日程第4

議長（高木将君） 次，日程第4，議員提案第4号常陸太田市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） 議員提案第4号について，ご提案申し上げます。

常陸太田市議会会議規則の一部改正について。常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。平成20年9月12日提出。提出者，常陸太田市議会議員，後藤守。賛成者，常陸太田市議会議員，山口恒男，同じく立原正一，同じく沢畠亮，同じく黒沢義久，同じく関英喜，同じく高星勝幸，同じく深谷秀峰。

提案理由ですが，地方自治法の一部を改正する法律が，平成20年6月18日に公布され，その一部が平成20年9月1日から施行されたことに伴い，本規則の一部を改正するものであります。

次のページに参りまして，常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則。常陸太田市議会会議規則の一部を次のように改正する。新旧対照表によりご説明申し上げます。次のページをごらんいただきたいと思います。今回の改正は，先ほど申し上げましたように，地方自治法の一部改正によるものであります。地方自治法第100条第12項に，「議会は会議規則の定めるところにより，議案の審査または議会の運営に関し，協議または調整を行う場合も正規の議会活動として位置づけ，議員活動に対して，公務災害や，費用弁償の対象とすることができる」という項目が新たに追加されたことにより，現在の常陸太田市議会会議規則第159条に議員の派遣がありますが，「法第100条第12項の規定により議員を派遣をしようとするときは，議会の議決でこれを決定する。ただし，緊急を要する場合は，議長において議員の派遣を決定することができる」とあるものを，改正案によって1項繰り下げまして，「法第100条第13項」とするものであります。

次に、前のページに戻りまして、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する。以上であります。委員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

議長（高木将君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。
よって、議員提案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより、討論を行います。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。
お諮りいたします。
議員提案第4号常陸太田市議会会議規則の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。
よって、議員提案第4号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 以上で本日の議事は議了いたしました。
次回は、9月24日定刻より本会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。

午後0時00分散会